

葛南教育事務所だより

千葉県教育庁葛南教育事務所
〒273-0012 船橋市浜町2 -5 -1
Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



令和3年度採用予定者の採用前研修・事務説明会の実施

【管理課】

令和3年2月15日から4日間にわたり、採用前研修・事務説明会を行いました。令和3年度の本管内における採用者は小学校教諭194名、中学校教諭104名、特別支援学校教諭19名、養護教諭7名、事務職員11名、栄養教諭1名、栄養職員1名、計337名です。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、1回当たりの人数を減らし、計8回にわたって行いました。例年行っている、1年目や若年を交えての研修が行えませんでした。神子所長・管理課長・指導室長または主席指導主事から、4月1日から勤務するにあたっての教職員としての心構えとこれからの準備についてお話ししました。



神子所長からは、子供の鑑となる教職員がどのような姿であるべきか「いつも明るく元気に」、「自分の武器（強み）をもち、指導に活かす」、「言行一致」の三つの視点からお話ししました。

管理課長からは、「子供の命を守ること」、「不祥事の根絶」についてお話ししました。具体的場面をイメージさせ、実際にあった事例・不祥事につながりかねない事例についてお話ししました。

指導室長または主席指導主事からは、自身の初任時のエピソードを交え、授業規律の大切さと、授業のこつとして「待つ」・「聞く」が大切であることをお話ししました。採用内定者も一つ一つ確認しながら、真剣な眼差しで話を聞いていました。

また一人一人との面談の中でも、不安に思っていることや今知りたいこと、確認したいことなどを聞き取りました。新卒者はもちろん、講師経験者や社会人経験のある方も中にはいらっやいますが、皆さんから改めて「未来をひらく子供たちのため」に頑張りたいという気持ちを確認することができました。

内定者にとっては、教職員人生のスタートラインに立つ事前の準備となる研修でしたが、良いスタートが切れる準備は整えられたようでした。内定者それぞれの心に抱く思いは異なりますが、4月からそれぞれの職場で、明るく元気に活躍してくれることを期待したいと思います。



《内定者の声》

- * 4月に向かうにつれ、授業はしっかりやれるのか、学級経営はしっかりできるか不安でしたが、やらなければいけない「子供の命にかかわること」、「不祥事」以外はゼロから学んでいけばよいとお話いただき、不安が少し取り除かれました。
- * 校長先生や教頭先生はもちろん、学年主任の先生、同僚・先輩、誰にでも話を聞いたり、相談したりした方が良いと言われ、安心しました。「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」で頑張ります。
- * これくらい大丈夫かなと思う気持ちが、不祥事につながりかねないと聞き、気を引き締めたいと思いました。
- * 授業がうまく進まず焦ることも多いと思いますが、「待つ」ことを念頭において、授業実践を頑張ります。

在籍する児童生徒に合わせた教育課程の見直しを

【指導室 特別支援教育班】

令和3年2月8日に文部科学省のホームページに「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」が掲載され、「Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上」の「2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性」として次の項目が挙げられています。

《求められる専門性》

- 特別な教育課程の編成方法
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法
- 障害の特性等に応じた指導方法
- 自立活動を実践する力
- 障害のある児童生徒の保護者支援の方法
- 関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得

本報告では、「特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。」とされています。

つまり、児童生徒一人一人の実態に応じた教育課程を考える必要があるということになります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの学校で販売会や合同作品展等の行事で変更や中止がありました。

行事の見直しも含め、右のポイントを意識しながら教育課程を考えてみましょう。

Point

《知的障害特別支援学級の教育課程編成時の留意点》

- 児童生徒一人一人の学習状況を確認していますか。
- 行事や単元計画の見直しを行っていますか。
- 教科等横断的な視点で指導計画を作成していますか。
- 学習形態は学習目標に到達するために最適なものですか。

特別支援学級は、小・中学校学習指導要領において特別の教育課程を編成することが認められていますが、「特別＝自由」という意味ではありません。特別とは、「児童生徒一人一人の実態に応じた」の意味であるということに留意し、以下の点についても本人・保護者に説明できるようにしましょう。

- ◆ 自立活動の授業時数に伴う各教科等の授業時数減はどの程度にするのか。
 - ※ 学習指導要領に示されている各教科の授業時間を大きく下回らないよう留意する。
- ◆ 学習形態は、「一斉→個別→合わせた指導」の順に学びやすさを最優先にしているか。
 - ※ 児童生徒の成長に合わせて、通常学級での学びの時間も取り入れる。